

議案第 15 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり廃止したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

廃止路線調書

新旧	番号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延長 (M)	幅員 (M)	備考
新	679	天神端場山線	南馬場825番地先 学文路970-8番地先	956.4	1.50~5.00	一部廃止 L=108.3m
旧	679	天神端場山線	南馬場839番地先 西畑	1064.7	0.50~5.00	